

岐阜県公報

第二千九百三十七号
平成三十年四月十日
(火曜日)

目次

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(商業・金融課)二二七 ^ハ
土地改良区役員の就任	(可茂農林事務所)二二七
保安林の解除をしようとする旨の通知の要旨等	(治山課)二二八
公共測量の終了	(用地課)二二八
岐阜都市計画の図書の縦覧	(都市政策課)二二九

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十年四月十日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)ドラッグコスモス藪田西店
岐阜市藪田西一丁目七番一 外

二 意見の概要

住民の意見

- ・ 交通対策について
- ・ 騒音対策について
- ・ その他

(届出事項 新設)

土地改良区役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土改区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区	平成三〇・三九	理事	伊藤 誠一	美濃加茂市西町 三丁目七七番地

保安林の解除をする旨の通知の要旨等

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定による通知について、通知の相手方の所在が不明なので、同法第百八十九条の規定によりその要旨等を次のとおり公示する。

なお、平成三十年四月十日から十四日間当該通知の内容を、本県市役所掲示場において掲示する。

平成三十年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除保安林

(一) 所在場所

本県市根尾黒津字東倉見三七二の五

(二) 登記簿上の根抵当権者の住所及び氏名

揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬四二五番地の九 有限責任長瀬信用組合

二 通知の要旨

(一) 農林水産大臣から保安林の解除をする旨の通知があったこと。

(二) 解除をする保安林の所在場所及び解除の理由

三 関係書類の閲覧場所

岐阜県林政部治山課及び本県市役所

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞穂市

二 作業種類

公共測量（数値撮影、同時調整、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十九年九月十五日から平成三十年三月二十日まで

四 作業地域

瑞穂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量）

三 作業期間

平成三十年一月二十九日から

同 年三月二十日まで

四 作業地域

郡上市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により郡上市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

郡上市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十九年六月二十日から

平成三十年三月二十八日まで

四 作業地域

郡上市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により池田町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

池田町

二 作業種類

公共測量（道路台帳図作成）

三 作業期間

平成二十九年四月二十六日から

平成三十年三月二十三日まで

四 作業地域

揖斐郡池田町

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画地区計画 太郎丸地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
岐阜都市計画地区計画 大脇・中島地区地区計画

二 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
岐阜都市計画地区計画 柳津町上佐波西地区地区計画
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

平成三十年四月十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社